

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和3年7月2日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルイチ宮古店 宮古市館合町127番2ほか4筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社マルイチ
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マルイチ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年2月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,848平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 100台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 15台
- (8) 荷さばき施設の面積 25平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 21立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前9時（ただし、夏期のうち2日及び年末年始のうち2日は午前6時）
  - イ 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後10時15分まで（ただし、夏期のうち2日及び年末年始のうち2日は午前5時45分から午後10時15分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで（ただし、夏期のうち2日及び年末年始のうち2日は午前6時から午後8時まで）

2 届出年月日 令和3年6月14日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所